

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位：円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費 一口当たりの金額、もし くは最低限の金額 (単位：円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分
公益財団法人高輝度光科学研究センター	機器利用料	2,557,080		5/14 他2件		公財	国所管
公益社団法人発明協会	特許印紙予納金	7,000,000		4/16 1件		公社	国所管
公益社団法人応用物理学会	学会等負担金	392,000		4/2 他49件		公社	国所管
公益社団法人高分子学会	学会等負担金	211,000		4/23 他17件		公社	国所管
公益社団法人低温工学・超電導学会	学会等負担金	126,000		6/11 他16件		公社	国所管
公益社団法人日本金属学会	学会等負担金	151,500		4/2 他33件		公社	国所管
公益社団法人日本顕微鏡学会	学会等負担金	421,000		4/30 他55件		公社	国所管

(注) この他、会費支出として、「平成26年度第1四半期における公益法人等への会費支出の状況」の表のNo.3が該当する